

岩手県告示第68号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年1月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 青名畑左官工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目第6地割5番地1
 - ウ 代表者の氏名 青名畑丑太郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1813号
 - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月13日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年1月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ササキダイクス
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市刈屋第11地割111番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木理江
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第120081号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月11日付けで屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。